# 平成22年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年8月30日

招 集 場 所 野洲市役所議場

応招議員 1番 太田 健一 2番 野並 享子

3番 小菅 六雄 4番 髙橋 繁夫

5番 内田 聡史 6番 奥村 治男

7番 矢野 隆行 8番 梶山 幾世

9番 井狩 辰也 10番 市木 一郎

11番 坂口 哲哉 12番 田中 良隆

13番 中島 一雄 14番 丸山 敬二

15番 西本 俊吉 16番 三和 郁子

17番 鈴木 市朗 18番 田中 孝嗣

19番 立入三千男 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

# 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市	長	山仲	善彰	教	育	長	南出	儀一郎
代表監査委	員	東郷	修	会言	計管理	里者	上田	晴基
政策調整部	長	南	喜代志	総	務 部	長	岡野	勉
市民部	長	髙田	一巳	健身	福祉	部長	新庄	敏雅
都市建設部	長	橋	俊明	環境	経済	部長	山本	利夫
環境経済部政策	策監	竹内	睦夫	教	育部	長	東郷	達雄
政策調整部次	長	中島	宗七	総矛	务部 》	欠長	井狩	重則
監査委員事務周	最長	市田	新一	広報	級秘書:	課長	寺田	実好
企画財政課	長	立入	孝次	総	務課	長	遠藤	伊久也

### 出席した事務局職員の氏名

 事務局長田中正二事務局次長佐敷 政紀

 書 記 吉川 加代子 書 記 中原 正隆

#### 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 委任専決第4号 損害賠償の額を定めることについて
- 第5 議第65号から議第90号まで一括上程 (専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険 税条例の一部を改正する条例)他25件)

提案理由説明

第6 議第65号及び議第87号から議第89号まで (専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険 税条例の一部を改正する条例)他3件)

質疑、討論、採決

- 第7 決算特別委員会の設置及び委員の選任
- 第8 決算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告
- 第9 都市基盤整備特別委員会審查報告
- 第10 議会改革特別委員会審查報告

#### 市長提出議案

委任専決第4号 損害賠償の額を定めることについて

- 議第65号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議第66号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第67号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議第68号 野洲市情報システム管理運営審議会条例を廃止する条例
- 議第69号 平成22年度野洲市一般会計補正予算(第3号)
- 議第70号 平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1 号)
- 議第71号 平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第72号 平成22年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

- 議第73号 平成22年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第74号 平成22年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第75号 平成21年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第76号 平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 議第77号 平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 議第78号 平成21年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第79号 平成21年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第80号 平成21年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 議第81号 平成21年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 議第82号 平成21年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第83号 平成21年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決 算の認定について
- 議第84号 平成21年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第85号 平成21年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第86号 平成21年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第87号 工事請負契約について(篠原小学校校舎改築工事(建築主体工事))
- 議第88号 工事請負契約について(三上小学校校舎改築工事(建築主体工事))
- 議第89号 財産の取得の変更について
- 議第90号 湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定に同意するこ

# とにつき議決を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

議長(鈴木市朗君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。ただいまの 出席議員は20名全員であります。定足数に達しておりますので、平成22年第3回野洲 市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(日程第1)

議長(鈴木市朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付しております文書のとおりですのでご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122 条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたのでご報告申し上げます。

なお、派遣の詳細は、お手元に配付しております文書のとおりでありますのでご了承願 います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成21年度財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団事業報告書及び決算書、第19期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表、第20期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が市長より提出され、配付済みのとおりでありますのでご了承願います。

(日程第2)

議長(鈴木市朗君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第14番、丸山敬二君、第15 番、西本俊吉君を指名いたします。

(日程第3)

議長(鈴木市朗君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの26日間にいたしたいと思います。これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に配付済みの会期日程のとおりであります のでご了承願います。

(日程第4)

議長(鈴木市朗君) 日程第4、委任専決第4号損害賠償の額を定めることについて、 市長より報告を求めます。

市長。

市長(山仲善彰君) 議員の皆様、おはようございます。本日、ここに平成22年第3回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項としまして、委任専決処分1件、専決処分につき承認を求めることについて1件、議決案件としまして、条例の一部改正2件、条例の廃止1件、平成22年度補正予算6件、平成21年度決算の認定12件、その他4件の合計25件につきましてご審議をお願いいたします。

また、平成21年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委任専決第4号損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。 平成22年6月5日、野洲市立三上小学校駐車場の除草作業中において発生した市民の財物損壊に対し、市の賠償額を3万5,355円と定めるものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により専決処分したものを、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

(日程第5)

議長(鈴木市朗君) 日程第5、議第65号から議第90号まで、専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)外25件を一括議題といたします。事務局に議件を朗読させます。

事務局長(田中正二君) 皆さん、おはようございます。それでは、議件を朗読させて

いただきます。

議第65号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。議第66号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例ほか、条例改正案1件。議第68号野洲市情報システム管理運営審議会条例を廃止する条例。議第69号平成22年度野洲市一般会計補正予算(第3号)ほか、補正予算5件。議第75号平成21年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてほか、決算認定11件。議第87号工事請負契約について(篠原小学校校舎改築工事(建築主体工事))ほか、その他の案件3件。

以上であります。

議長(鈴木市朗君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山仲善彰君) それでは、まず議第65号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、国民健康保険税における特例対象被保険者の月割りによる減額措置について、 規定を追加する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決 処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行したものであります。

議第66号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、国民健康保険法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行するものです。

議第67号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行するものです。

議第68号野洲市情報システム管理運営審議会条例を廃止する条例について、ご説明申 し上げます。 本条例につきましては、審議会の所期の設置目的を達成し、役割を終えたことから廃止をするものであります。

なお、本条例につきましては、平成22年11月1日から施行するものです。

次に、議第69号から議第74号までの平成22年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について、概要をご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧下さい。

まず、議第69号平成22年度野洲市一般会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億575万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を189億7,254万2,000円とするものであります。

次に、8ページ、「第2表 地方債補正」につきましては、主に小学校の耐震整備事業の 追加補正に伴う合併特例債の増額などで、総額で2億7,860万円を追加するものであ ります。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

22ページをご覧下さい。

総務費では、財政管理費で、平成21年度一般会計決算実質収支額の2分の1相当分を 財政調整基金に積み立てるため1億4,500万円を、企画費で、ものづくリインストラクター養成スクール事業委託料に157万5,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

26ページ、民生費では、民間保育所費で障がい児保育事業補助金177万6,000 円を追加し、30ページ、労働費では、緊急雇用対策費で総額604万1,000円を増額しようとするものであります。

32ページ、農林水産業費の農地費では、妙光寺御池の市道が兼用している堤防法面の侵食による復旧事業などで総額1,993万6,000円を追加するものであります。

土木費の道路新設改良費では、竹生地先において民間の住宅開発が計画されており、今回、開発業者側の負担のもと、一部開発区域外の道路を市で整備する必要があることから、 その設計委託料318万2,000円を追加いたします。

また、34ページ、河川維持費では、流域貯留浸透事業の測量設計委託で1,600万円を、土地区画整理事業費では、市三宅東部土地区画整理組合に文化財発掘調査費用の助成金750万円をそれぞれ追加するものであります。

36ページ、教育費では、小学校管理費の小学校施設整備費では、篠原小学校及び三上

小学校の耐震整備事業で総額2億8,058万3,000円を追加しようとするものであります。

戻っていただきまして、16ページをご覧下さい。

一方、歳入につきましては、国庫支出金では、安全・安心な学校づくり交付金1,275万1,000円を初め、総額で1,944万8,000円、18ページ、県支出金では、緊急雇用創出特別推進事業補助金や流域貯留浸透事業費委託金などで1,750万6,00円、繰越金で1億7,021万8,000円などをそれぞれ追加し、20ページ、市債は、先ほどの地方債補正の説明のとおりでございます。

次に、41ページをご覧下さい。

議第70号平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,298万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億621万1,000円とするものであります。

まず、歳出の主なものにつきましては、老人保健拠出金の老人保健医療費拠出金において、今年度の拠出金額の決定により1,463万4,000円を減額し、諸支出金の償還金では、平成21年度の一般及び退職被保険者の療養給付費等の精算による国及び社会保険診療報酬支払基金への返還金の支払いのため、合計で4,791万9,000円を増額しようとするものであります。

一方、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金で、老人保健 医療費拠出金の減額補正などで522万2,000円を減額し、繰越金で3,857万3,000円を追加しようとするものであります。

次に、61ページをご覧下さい。

議第71号平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ661万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,507万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、平成21年度出納閉鎖期間に収入いたしました保険料分を、平成22年度納付金として支出することから、その分の661万1,000円を追加するものであります。

一方、歳入につきましては、平成21年度決算に伴い、繰入金で、一般会計繰入金のうち事務費繰入金を193万7,000円減額し、繰越金で、平成21年度決算剰余金854万8,000円を追加するものであります。

続きまして、77ページをご覧下さい。

議第72号平成22年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を945万9,000円とするものであります。

歳入歳出共過年度の医療費について、平成21年度に支払いを要した費用の精算を行う ために所要の補正をするものであります。

次に、93ページをご覧下さい。

議第73号平成22年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,954万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億3,051万3,000円とするものであります。

まず、歳出につきましては、保険給付費では、高額医療合算介護サービス費で不足見込み分230万4,000円を追加し、基金積立金では、保険給付費及び地域支援事業費の過年度精算による国支払基金及び県の交付金等の追加交付相当分を介護保険給付費準備基金に積み立てるため1,353万3,000円を、諸支出金の一般会計繰出金では、保険給付費、地域支援事業費及び事務費の過年度精算に伴う市への返還分として繰出金1,327万2,000円を追加するものであります。

一方、歳入につきましては、保険給付費の追加補正、前年度の保険給付費や地域支援事業費などの精算に伴う国支払基金、県及び市の負担分の増額のほか、繰越金1,428万5,000円を追加するものであります。

次に、113ページをご覧下さい。

議第74号平成22年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,703万6,000円とするものであります。

今回の補正は、平成21年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金250万8,000円 を増額し、決算剰余金の同額を墓地公園整備基金に積み立てるものであります。

以上、平成22年度の一般会計及び各特別会計の補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議第75号から議第86号までの平成21年度各会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

これらの件につきましては、当該決算審査を去る7月20日、23日、26日から29

日までの都合6日間にわたって監査委員にお願いし、詳細な審査を受けたところです。後 ほど監査委員からご報告いただきますが、総括意見といたしまして「各会計の決算につい ては、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、おおむね適正に執 行されているものと認められた。」とのご意見をいただいております。

平成21年度決算につきましては、私が市長就任以後、初めて当初予算からの通年予算を編成した年度の決算であり、法人市民税収入が、平成20年度当初予算に比べ、4分の1以下の約4億6,000万円にとどまるという大変厳しい財政状況に陥りましたが、財政健全化集中改革プランの策定を進める中で、対策が遅れておりました小・中学校の耐震整備事業、ニーズの高い学童保育所の整備に着手すると共に、国の経済対策の活用により、各種施設の改修事業や循環バスの整備などにも取り組んだところであります。

それでは、平成21年度野洲市各会計歳入歳出決算書により、各会計の決算についてご 説明申し上げます。

まず、議第75号平成21年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定については、14ページをご覧下さい。

歳入決算額は187億6,153万2,289円、歳出決算額は183億6,747万2,231円で、歳入歳出差引額は3億9,406万58円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の1億585万9,000円を控除した実質収支額は2億8,820万1,058円となりました。

次に、議第76号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、24ページをご覧下さい。

歳入決算額は42億8,977万401円、歳出決算額は42億2,354万4,60 4円で、歳入歳出差引額は6,622万5,797円となりました。

次に、議第77号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、30ページをご覧下さい。

歳入決算額は3億4,065万1,411円、歳出決算額は3億3,200万2,89 4円で、歳入歳出差引額は864万8,517円となりました。

続きまして、議第78号平成21年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定 につきましては、36ページをご覧下さい。

歳入決算額は2,084万7,859円、歳出決算額は1,989万3,656円で、 歳入歳出差引額は95万4,203円となりました。 次に、議第79号平成21年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、44ページをご覧下さい。

歳入決算額は26億5,547万4,081円、歳出決算額は26億1,844万6, 436円で、歳入歳出差引額は3,702万7,645円となりました。

続きまして、議第80号平成21年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳 出決算の認定については、50ページをご覧下さい。

この会計につきましては、歳入決算額及び歳出決算額とも2,467万5,000円となりました。

次に、議第81号平成21年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、56ページをご覧下さい。

歳入決算額は24億5,276万1,657円、歳出決算額は24億3,980万5, 039円で、歳入歳出差引額は1,295万6,618円となりました。

次に、議第82号平成21年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、62ページをご覧下さい。

歳入決算額は3,145万5,937円、歳出決算額は2,894万6,857円で、 歳入歳出差引額は250万9,080円となりました。

続きまして、議第83号平成21年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、68ページをご覧下さい。

この会計につきましては、歳入決算額及び歳出決算額とも1,370万2,000円となりました。

次に、議第84号平成21年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定 につきましては、74ページをご覧下さい。

歳入決算額は14億8,513万2,467円、歳出決算額は14億8,511万8, 202円で、歳入歳出差引額は1万4,265円となりました。

次に、議第85号平成21年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、80ページをご覧下さい。

歳入決算額及び歳出決算額とも2,535万874円となりました。

最後に、議第86号平成21年度野洲市水道事業会計決算の認定につきましては、別冊の野洲市水道事業会計決算書をご覧下さい。

まず、1ページをご覧下さい。

収益的収入及び支出でありますが、収入決算額が7億8,992万9,666円に対し、 支出決算額が8億2,710万8,581円で、収支差引額は3,717万8,915円 の赤字決算となり、これにつきましては、前年度繰越利益剰余金で対応いたしました。

なお、現在の水道料金は、合併後、平成18年度に水道料金を統一する際に、それまでの利益分を還元するために設定した料金であり、そのときから4年間赤字が続いている状況であります。当時の予測からは、計画人口に比べ、現実の人口が大きく下回っていること、また不況により企業の使用量が下回ったことなどで、繰越利益剰余金が当時の予測よりも早く減少してきており、平成22年度で繰越利益剰余金がなくなるものと見込まれております。

次に、2ページをご覧下さい。

資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が3,894万1,011円に対し、 支出決算額が3億4,629万3,032円で、資本的収入が資本的支出に不足する額の 3億735万2,021円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、 減債積立金、建設改良積立金並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをい たしております。

以上、各会計決算の概要説明とさせていただきます。

議第87号工事請負契約について(篠原小学校校舎改築工事(建築主体工事))につき、 ご説明申し上げます。

去る8月17日に執行いたしました一般競争入札の結果、請負金額1億9,032万3,000円、請負人を株式会社丸屋建設野洲営業所、野洲営業所長加々爪伸也と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議第88号工事請負契約について(三上小学校校舎改築工事(建築主体工事))について、 ご説明申し上げます。

去る8月18日に執行いたしました一般競争入札の結果、請負金額1億8,564万円、請負人を名栗建設株式会社代表取締役福浦勝好と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議第89号財産の取得の変更について、ご説明申し上げます。

平成22年3月10日に議決をいただき、契約を締結いたしました、学校ICT設備整備に係る備品購入につきましては、教育並びに校務の情報化をなお一層推進するため、周辺機器設備を整備する必要が生じたため498万4,000円を追加し、取得金額を9,769万9,000円とすることについて、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議第90号湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定に同意することにつき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

滋賀県知事より、水道法第5条の2第2項の規定に基づき湖南水道広域圏に係る広域的 水道整備計画の改定について協議がありましたので、これに同意することについて議会の 議決を求めるものであります。

以上の案件につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

議長(鈴木市朗君) 次に、議第75号から議第86号までの決算認定について、代表 監査委員の東郷修氏より、審査結果の報告を求めます。

代表監査。

代表監査委員(東郷 修君) 皆さん、おはようございます。初めての経験でございま すので、お手やわらかにお聞き願いたいと、このように思います。

平成21年度会計等決算審査について、ご報告申し上げたいと思います。お手元にこれがあると思いますが、よろしくお願いしたい。これを、ページを言いますので、またあけていただいて見ていただきたいと思います。

ただいまご指名いただきました監査委員の東郷と申します。よろしくお願いしたいと思います。過日、議会議員選出の監査委員梶山幾世氏と、平成21年度会計等の決算審査を行いましたので、その結果につきまして概要を報告いたします。お手元に、今申し上げましたが、この意見書をご高覧賜りますように、よろしくお願いしたいと思います。

まずは1ページでございます。どうぞお開きください。

審査の対象といたしましたのは、平成21年度野洲市一般会計歳入歳出決算のほか、特別会計10件並びに水道事業会計の決算であります。

次に、審査の期日でございますが、7月20日から29日の6日間でございました。 審査の結果でございますが、2ページをお開きください。

各会計歳入歳出決算と、その附属書類及び基金運用状況報告書の計数につきましては、

関係諸帳簿、証拠書類等いずれも符合いたしまして、計数に誤りがなく、また財務処理、 予算執行につきましても、関係法令並びに予算の目的に従っておおむね適正に執行された ものと認められました。

それでは、主なものについてご説明申し上げたいと思います。

まずは3ページでございます。

平成21年度一般会計の歳入歳出決算につきましては、歳入決算額が187億6,15 3万2,000円、歳出決算額は183億6,747万2,000円、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたところ、平成21年度の実質収支額は2億8,820万1,000円の黒字決算となったことでございます。

次に、特別会計の決算状況でございますが、10件の特別会計全体の歳入決算額の総額は113億3,982万1,000円で、歳出総額は112億1,148万5,000円でありまして、歳入総額から歳出総額を差し引いた収支差額は、1億2,833万6,00円の黒字となったところでございます。

次に、8ページでございます。お開きください。

歳入総額の42%を占めます市税の収入額につきましては、78億8,498万3,000円。これを前年度と比較いたしますと、軽自動車税についてのみ2.3%の増加がありましたが、他の税につきましてはすべて減少しております。特に、法人市民税の落ち込みが著しく、55.8%の減少ということで、昨年の半分以下となっております。

市税収入全体といたしましては、7 . 2 %の減で、6 億 8 4 1 万円の収入減となったところでございます。

また、市税の収入状況につきましては、担当課の努力にもかかわらず、経済危機による 雇用情勢の悪化などの影響を受けまして、収納率は前年度と比較いたしましても0.5ポイント低下し96.6%となり、収入未済額は2億6,649万5,000円で、大変憂慮すべき状況であります。

また、市税以外のその他の使用料などにつきましても、未納額が増加しております。

これらの収入の確保につきましては、公平負担の原則に立ち、現在実施されている収納対策に先進事例も参考に検討され、法的措置を含めた多様な手法を駆使し、収納率のなお 一層の向上について、市の重要課題として取り組んでいただくことを強く望んでおる次第でございます。

次に、14ページになります。

市債の収入額につきましては、前年度と比べまして16.6%の減で、20億1,06 1万9,000円であります。臨時財政対策債、合併特例債、減収補てん債などが主なものでございます。

次に、一般会計の歳出でございますが、支出済額につきましては、前年度と比較いたしますと6.3%、10億9,563万1,000円の増加となっております。予算減額に対する執行率は88.2%となっております。

また、翌年度への繰越額は21億3,248万3,000円で、不用額は3億3,35 9万9,000円となったところでございます。繰越額の主なものは、国の経済対策により実施された小・中学校の教育施設の耐震改築等整備事業、道路維持補修事業並びに埋設 農薬等の無害化処理事業などでございます。

次に、22ページに参ります。飛んでおりますが。

特別会計の決算状況でございます。この中で、特に国民健康保険事業におきましては、 歳入全体の24.2%を占めます国民健康保険料の収入済額は10億3,782万7,0 00円で、前年度と比較いたしますと2.3%、2,362万5,000円の増加となっ ております。その収納率は、現年課税分は94.0%、滞納繰越分は14.5%で、収入 未済額は2億4,741万9,000円、未納欠損額も1,216万1,000円となっ ておりまして、市税と同様憂慮すべき状況が続いておるように思います。

今後の国民健康保険事業の健全で安定した財政運営を図り、保険税負担の公平性を確保 するためにも、引き続き収納率の向上に向けた取り組みを協力に推し進めていただきたい と、このように思っている次第でございます。

次に、少し戻りますが、4ページ下段の表でございます。

財政構造につきまして、財政指標から決算分析指標を見てみますと、財政力指数は前年度に比べまして0.04ポイント低下し0.942で、また財政構造の弾力性を示した経常収支比率は5.9ポイント上昇し94.0%になり、一段と財政の弾力性が失われつつあるように思います。

また、公債費負担比率は0.2ポイント改善したものの、19.7%でありますが、依然として厳しい財政状況にありますことから、今後におきましても、国・県の動向に十分留意いただき、健全な財政運営に努めていただきたいと思う次第でございます。

次に、5ページになります。

平成21年度末の市債の残高は、一般会計、特別会計を合わせまして410億872万

2,000円となり、前年度と比較をいたしまして3.3%、13億7,858万9,0 00円減少いたしました。これは元金の定期償還によるものでありまして、今後も健全な 財政運営に努めていただきますように祈るものでございます。

さて、最近の我が国の経済動向は、一昨年後半の世界同時不況の影響から、雇用情勢、 所得環境の悪化に続き、個人消費も低迷するなど、依然として先行き不透明な厳しい状況 で推移している中、企業の業績悪化は市税にも大きな影響を与えております。このことは、 本市の行財政運営に直結しており、今後の経済情勢の動向に注視していかなければなりません。

また、歳出面におきましても、近年の少子高齢化の進展は著しいものがあります。子育て支援や医療介護機能の充実、教育環境の改善、加えて安全・安心と快適な市民生活の向上を図るための事業が控えております。将来負担は大きなものになるものと考えております。

今後におきましては、さらなる行財政改革に取り組むとともに、事務事業の簡素化や施 策の見直し等によりまして、自主財源の確保と歳出の節減を図られるとともに、責任ある 行政の推進を願うものであります。

そのためには、本年度見直し中の総合計画をしっかりとしたものにして、中長期的な視点から健全な財政運営に努められ、時代の要請に柔軟かつ的確に対応され、また市の財政 状況を市民に理解してもらうためにも、説明会など開催されまして、市民福祉の増進に一 層努力されることを望むものでございます。

続きまして、水道事業会計決算についてご報告申し上げます。

47ページをお開き願いたいと思います。

平成21年度における水道事業につきましては、安全で良質な水道水を安定的に供給するという水道事業の基本使命を果たすためには、効率的で合理的な浄水処理、水質管理の実施、各種水道施設の機能を維持するために修繕工事、老朽化した管路の更新工事など、鋭意取り組みをしていただいたところでございます。

初めに、業務実績でございますが、給水人口につきましては、前年度と比較しますと0.4%増加しまして5万453人となっております。普及率につきましては、99.9%でございます。また、年間総配水量は753万4,000立方メートルで、給水量につきましては619万8,000立方メートルであります。この結果、有収率は2.1ポイント低下し82.3%となり、低い水準となっております。

今後も引き続き、漏水調査の精度を高め、漏水の早期発見、早期修繕により、少しでも 無効水量を減少させることによって、水道事業の信頼性の確保と一層の有収率の向上を図 っていただきたいと思います。

次に、50ページに参ります。中段でございます。

経営実績でございますが、収益及び費用を前年度と比較いたしますと、事業収益につきましては2.9%減少し、7億5,319万2,000円となりました。また、事業費用につきましては2.7%減少し、7億9,798万2,000円となったところでございます。差し引き4,478万9,000円の純損失を計上する決算となったところでございます。

今後の水道事業の展望をいたしますと、市内の各地で住宅開発が行われるものの、給水人口の大きな増加はいましばらく見込まれず、節水意識の高揚や企業などの景気低迷によりまして、水需要の大幅な増加は期待できません。一方、水道施設や管路の本格的な更新の時期を迎えていることや、建設改良費の大幅な増加が予想され、経営環境は依然として厳しいものがあると考えております。

これらのことから、今後の事業運営に当たりましては、水道料金の収納率の向上のために、未収金の徴収を公平負担の原則に立ち、より一層適正かつ厳正な事務処理に努められるようお願いする次第でございます。

また、中長期的な視点に立ち、引き続き徹底した経営分析のもと、経営の効率化と経営 基盤の強化、サービスの向上に努力していただいて、安全でおいしい水の安定供給に向け て、一層の努力をお願いしたいものでございます。

次に、52ページをお開き下さい。

財政健全化審査、いわゆる健全化判断比率におきましては、8月5日、関係職員の説明を求め、審査したところでございます。

平成21年度の普通会計の実質赤字比率及び全会計の連結実質赤字比率については、それぞれの収支が黒字になったことから、比率としては表記できず、いわゆるマイナス数値となり、早期健全化基準を下回っていますので、可としたものでございます。

次に、実質公債費比率については15.9%となっており、早期健全化基準を下回り、 可としたものの、個別意見として、昨年度より1.3ポイント悪化傾向にあることから、 改善を求めたものでございます。

また、将来負担比率は109.9%となっており、早期健全化基準を下回っていますの

で、可としたものでございます。

以上のようなことから、実質公債費比率については悪化傾向にあることから、今後景気回復による税収増が見込みづらい中、新たな市債などは慎重に対応され、財政健全化に努められるよう望むものであります。

また、53ページの公営企業会計経営健全化審査による資金不足比率につきましては、 水道事業会計、下水道事業特別会計、工業団地等整備事業特別会計は、それぞれ資金不足 は発生しておらず、経営健全化基準を下回り、可としたものでございます。

以上、概略ご報告申し上げましたが、今後もさらに厳しい経済状況が見込まれる中、策定されました財政健全化集中改革プランなどにより、財政健全の確保に努められると共に、限られた財源を有効に活用され、市民福祉のさらなる向上を期待して、平成21年度各会計決算審査の報告を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長(鈴木市朗君) 次に、市長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率について報告を求めます。

市長。

市長(山仲善彰君) それでは、平成21年度決算における健全化判断比率につきましてご報告いたします。

議案書39ページをご覧下さい。

健全化判断による比率は、報告書に記載の4つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の数値により判断し、また、公営企業につきましては、40ページに記載しております資金不足比率により判断されます。

平成21年度決算に基づき算出しました結果は、去る8月5日に監査委員の審査を受けたところでございまして、今回、この結果を議会に報告させていただくものであります。

それでは、算出いたしました各比率について、ご説明申し上げます。

まず、実質赤字比率につきましては、普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。算定の結果は、赤字でないため数値があらわれないことから、「」で表記しております。平成21年度も平成20年度と同様に法人市民税の大幅な落ち込みに対し、減収補てん債の発行や財政調整基金の取り崩しにより、形式上は黒字となったものであります。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割

合でありますが、算定の結果は、普通会計及び公営企業会計を含めた公営事業会計について、連結赤字は出ておらず、黒字となりましたことから、これも数値があらわれないことから、「 」と表記しております。

次に、実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率で、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合であり、比率は3カ年平均であります。算定の結果は15.9%で、早期健全化基準である25.0%を下回っております。

ただし、平成21年度の単年度だけで見ますと18.1%と、平成20年度単年度の14.8%から3.3ポイント上昇しております。この要因につきましては、算定上の分母である標準財政規模が、主に税収の落ち込みにより約10億5,000万円下がったこと、分子の元利償還金等では、工業団地等整備事業の地方債の一部繰上償還のため一般会計繰出金を増額する必要があったことなどにより、逆に約2億円増加したことによるものであります。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率で、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合をあらわした比率であります。算定の結果は109.9%で、これも早期健全化基準の350%を下回っております。

次に、資金不足比率につきましても、水道事業会計、下水道事業特別会計、工業団地等整備事業特別会計、いずれも資金不足を生じていないことから、数値としては表記しておりません。

このように、本市の平成21年度決算に基づき算出した健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回る結果となりました。

しかしながら、今後、財政健全化の判断について注視しなければならないことは、特に 実質公債費比率であります。算定式における分子と分母を見ますと、分母となる標準財政 規模、すなわち市税を含む標準税収入が現下の経済情勢から大きく落ち込んでおり、今後 も余り大きく回復が見込めない一方で、合併以後、コミュニティセンターや給食センター などの公共施設等の整備により公債費が増加していることなど、短期的には数値を大きく 下げる要素が少ない状況にあることから、3カ年平均で判断されるものの必然的に率が伸 びる結果となることであります。

今後、緊急度の高い小・中学校の耐震整備事業、学童保育所整備事業、野洲駅及び篠原

駅周辺整備事業など大きな事業を控え、それらの中には交付税算入のある地方債があるとはいえ、地方債が増嵩し、その償還は実質公債費比率の分子となるため、健全化判断比率の数値を常に注視しながら、健全な財政運営の確保に努める必要があると考えております。

以上、ご報告とさせていただきます。

### (日程第6)

議長(鈴木市朗君) 日程第6、議第65号及び議第87号から議第89号まで、専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) 外3件を一括議題といたします。

まず、議第65号及び議第87号から議第89号までの各議案について質疑を行います。 ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議第65号及び議第87号から議第89号までの各議案は、会議規則第39条第3項の 規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、議第65号及び議第87号から 議第89号までの各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第65号及び議第87号から議第89号までの各議案について討論を行います。 討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。 それでは、ただいま議題となっております、議第65号及び議第87号から議第89号 までの各議案について、順次、採決を行います。

まず、議第65号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第65号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第65号は原

案のとおり承認されました。

次に、議第87号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第87号工事請負契約について(篠原小学校校舎改築工事(建築主体工事))は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

### (全員起立)

議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議第88号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第88号工事請負契約について(三上小学校校舎改築工事(建築主体工事))は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

#### (全員起立)

議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第88号は原 案のとおり可決されました。

次に、議第89号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第89号財産の取得の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

#### (全員起立)

議長(鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第89号は原 案のとおり可決されました。

# (日程第7)

議長(鈴木市朗君) 日程第7、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、議第75号平成21年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第86号平成21年度野洲市水道事業会計決算の認定についてまでの審査等を行うため、委員会条例第6条の規定により、19名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、19名の委員をもって構成する 決算特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員を除く19名の議員を指名いたします。

ここで、決算特別委員会委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

10時20分まで休憩いたします。

(午前 9時56分 休憩)

(午前10時20分 再開)

議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第8)

議長(鈴木市朗君) 日程第8、決算特別委員会の正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

決算特別委員会委員長に第20番、河野 司君、副委員長に第18番、田中孝嗣君、以 上のとおり互選されましたので報告いたします。

(日程第9)

議長(鈴木市朗君) 日程第9、都市基盤整備特別委員会委員長より委員会審査報告書 が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

第13番、中島一雄君。

13番(中島一雄君) ただいま報告を求められています都市基盤整備特別委員会の審査報告をいたします。

去る7月15日に委員会を招集し、委員16名の出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

大きく2点の議題について説明を受け、種々議論をいたしました。

まず、総合計画については、総合計画とは何か、総合計画の見直しの背景、総合計画策定ワーキンググループ設置要綱案につきまして説明を受けた後、委員から土地利用の方針について、今後どこに新たな市街地拡大を考えて土地利用の転換を図っていこうとしているのかとの質問に対し、市街地拡大の問題は非常に厳しいものがあるが、新たなまちづくりを進めるためにも、引き続き県との調整を重ねていくとの答弁がありました。

次に、野洲駅中心市街地整備計画では、特に野洲駅南口駅前広場の整備計画について説

明を受けた後、委員から交通渋滞緩和のため、JRをアンダーパスで抜くような夢のある 計画はないかとの質問に対し、グランドデザインの中で野洲停車場線と野洲駅北口線をア ンダーで結ぶ計画を持っているとの答弁がありました。また、今後野洲駅南口駅前広場の 実施計画に向けて作業を進めるとの報告がありました。

なお、当委員会は、閉会中も必要に応じて委員会を開催し、審査を継続していくものであります。

以上、審査結果報告といたします。

(日程第10)

議長(鈴木市朗君) 日程第10、議会改革特別委員会委員長より委員会審査報告書が 提出されていますので、委員長の報告を求めます。

第16番、三和郁子君。

16番(三和郁子君) 議会改革特別委員会審査報告をいたします。

では、議会改革特別委員会の活動計画についてご報告を申し上げます。

議会基本条例の基本的な方向は、真に市民を代表し得る議会づくりに向け、公正、透明な議会づくりを行うとともに、積極的な市民参加を推進することで、多くの市民の皆さんとの意見交換を通じて、多様なご意見を把握することを基軸にとらえているところであります。

さらに、多様なご意見を踏まえ、議員同士が自由闊達な議論を闘わせ、市議会としての 意見を集約していくことで、より市民本位の立場で政策の決定や政策の提案、提言を積極 的に行っていこうとするものであり、このような活動を精力的に、かつ継続的に行ってい くに当たり、最も根幹となる基盤として、この議会基本条例があります。

この条例は、野洲市議会の今後のあり方、議員のあり方、議会と市民との関係など、議会改革を目指す野洲市議会にとって、大変重要な条例です。

条例案につきましては、平成21年11月の議長就任時に、新たな議会づくりに向けた 新たな議会制度改革が表明されたことに端を発するものです。その後、具体的には、平成 22年2月に、5会派からの選出代表委員で構成される議会改革推進研究会が設置された ことが、本日の提案に至るさまざまな取り組みの第一歩となったものです。

以来、研究会では、この間に5回の会議及び調査研究と具体的検討を積み重ねるとともに、東京財団から赤川貴大様をお迎えし、講演会を開催し、当素案に一定の評価をいただきました。また、全員協議会で議員各位に適宜ご報告申し上げ、確認をしてまいりました。

さらに、6月定例会の開会日の5月31日には、全員による議会改革特別委員会が設置され、以降10回の会議を開催するなど、多くの時間を割き、真摯に議論を重ねてまいりました。

検討経過の概略を申しますと、まず、既に制定しています先進議会との比較を行い、次に条例の枠組みイメージを検討し、続いてたたき台の検討を行い、論点の整理を進め、7月には素案を作成し、7月27・29日両日、市民説明会を開催、33名の参加、約20のご意見をいただきました。また、パブリックコメントを実施し、ただいま6人のご意見をいただいているところでございます。7月28日は、素案に対して理事者との意見交換を実施いたしました。

また、市民の皆様からいただきましたご意見、理事者からのご意見を斟酌する中で、特別委員会としての最終の条例案をまとめ上げるべく、会期中に2回の特別委員会を開催いたします。また、パブリックコメントの集約をあす31日にいたします。そして、9月24日の本会議におきまして野洲市議会基本条例案を提出するものであります。

特別委員会では、本条例が市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び市政の進展に寄与する真に生きた条例となるよう、9章から成る条文の一条一条に魂を込めて策定をしてまいりました。

議会運営における規範的事項を定める本条例の制定が、当市議会の活性化のゴールではなく、二元代表制のもと、引き続き議会活性化の推進に取り組む当市議会の新たなスタートラインとして、これまで以上に私たち議員が選挙によって選ばれた市民の代表者であるという基本原則に立ち、民意が市政に本当に反映されているのかを常に考え、行動していくことを表明し、議会改革特別委員会の審査報告といたします。

議長(鈴木市朗君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 お諮りいたします。

明8月31日から9月7日の8日間は、議案調査のため休会としたいと思います。これ にご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、明8月31日から9月7日の8日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る9月8日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、 一般質問を行います。 本日はこれにて散会いたします。(午前10時30分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年8月30日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 丸山敬二

署名議員 西本俊吉